

鳥取県選挙管理委員会告示第 60 号

八頭町選挙管理委員会から公職選挙法（昭和25年法律第100号）第161条第 1 項第 3 号の規定による個人演説会等を開催することができる施設の指定を解除した旨の報告があったので、次のとおり告示する。

平成 19 年 6 月 1 日

鳥取県選挙管理委員会委員長 須 山 修 次

指定を解除した施設の名称	所在地
細見集会所	八頭郡八頭町富枝 235-17
八頭町山村開発センター	八頭郡八頭町北山 51-1